

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 2 号

手話言語法制定を求める意見書（可決）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に国連総会において採択され、平成 20 年に発効した障害者の権利に関する条約の第 2 条において、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は障害者の権利に関する条約の批准に向け、国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法の第 3 条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、同法の第 22 条では国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、国会及び政府において、下記事項を講ずるよう強く求める。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第 3 号

雇用の安定を求める意見書（可決）

日本の雇用環境は、非正規労働者が全体の約 4 割までに達し、その人たちは低賃金であることから日常的に消費を抑え、そのことにより経済が回らず、そしてまた低価格競争へという悪循環に陥っている。

一方、正社員の労働時間は長時間に及び、過労死や精神障害などが増加し、労災補償件数や支払い決定件数は高い水準にある。

現在、現行の労働基準法などの労働法制の見直しが検討されている。例を挙げれば、裁量労働制の拡大として長時間労働が行われやすい環境や、多様な働き方として勤務地、労働時間を限定するなどの正社員制度、解雇が行われやすい制度など、労働者を保護するルールの後退が懸念される。

我が国は、働く者のうち約 9 割が雇用関係のもとで働く雇用社会である。そして、国内総生産（GDP）の 6 割を占める個人消費は、雇用が安定しているからこそ成り立っていると言える。

不安定な雇用は個人消費に影響を与え、経済が疲弊していく。政府は個人消費の回復が必要だからこ

そ経済の好循環実現に向けた政労使会議で、経営者に対して賃上げの要請も行っている。

経済の好循環実現のためには、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要である。

また、雇用・労働政策については、国際標準である国際労働機関（ILO）が掲げる公益、使用者、労働者の三者構成主義に基づき、労働政策審議会において議論すべきである。

よって、こうした現状に鑑み、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 企業が金銭さえ払えば解雇しやすい制度、多様な働き方として解雇しやすい正社員をふやす制度、長時間労働を誘発するおそれのある制度の導入などは、今以上に労働者が不利益になることから行わないこと。
- 2 非正規労働者が年々増加している雇用環境の中で、消費を拡大し、経済の回復のために派遣労働者などの不安定な雇用から安定した直接雇用への誘導と、処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 3 現在、産業競争力会議や規制改革会議で行っている雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第 4 号

教育委員会制度改革に反対する意見書（否決）

安倍政権が進める教育委員会制度改革案は、憲法に則して教育の自主性を守るためにつくられた教育委員会制度の根幹を改変し、国や首長の政治権力による教育支配を歯どめなしに拡大しようという極めて危険な内容になっている。

第一に、改革案は首長に教育行政全体についての大綱的な方針を定める権限を与えるとともに、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置、廃止、教職員の定数、教職員の人員、懲戒の方針など教育行政の中心的内容を首長に与えるとしている。これでは教育委員会は、首長の下請機関となり、首長がその気になれば、どこまでも政治介入できるということになってしまうものである。

第二に、改革案は教育長を首長が直接任命、罷免するとしている。現行法では、教育長は、教育委員会が任命、罷免できるが、この仕組みを変え、教育長を首長の直属の部下にしようというものである。

第三に、改革案は文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求などの権限を強化している。現行法では、教育権の侵害が明瞭な場合にしか是正要求は出せないとしているが、改革案ではそれ以外の場合でも出せるとしている。

こうした内容が具体化されれば、首長がかわるたびに、その一存で教育現場が振り回されるという混乱が起こり、子どもたちがその最大の被害者となる。

よって、政府においては、教育委員会制度改革を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第5号

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（否決）

安倍内閣総理大臣が平成26年2月20日の衆議院予算委員会で、集団的自衛権の行使容認を解釈改憲で認める発言をしたことに対し、自民党や改憲を主張する学者、内閣法制局長官経験者などからも危うい発言であると危惧する声や、批判の声が上がっている。

国会での議論の中で、歴代の政権が、現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止されるとしてきたことを否定し、最高の責任者は私だ、政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受けると述べ、内閣総理大臣が自由に憲法の解釈を変更できるかのように発言したことは、立憲主義を否定するものである。

内閣法制局長官経験者は、選挙に勝てば法解釈は自由ということになれば、法律も裁判所も意味を持たない。そんな国は世界にないと指摘し、集団的自衛権を解禁するということは、同盟国が戦争に巻き込まれた場合、無条件に助けに行くことを認めることであり、自衛隊が海外で武器を使えば、日本は戦争当事者となってしまい、戦争放棄を宣言した憲法第9条を空洞化するものであると述べている。

政府は、これまで自衛隊を、軍隊ではない、自衛のための必要最小限度の実力組織であると説明してきた。

よって、政府においては、日本の自衛と無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権を容認する憲法解釈は行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

議員提出議案第6号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（可決）

2010年5月の核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全を達成することに合意し、全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると強調した。次回の2015年の同会議を前に、今、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を実現するために協力し、行動することが強く求められているが、3年以上たった今も、核兵器のない世界を達成する道筋は見えていない。一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的、偶発的に核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し、核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は、国際人道法の原則と規則に反するものである。

今、核兵器を持つわずかな国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれる。この決断と行動をおくらせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているが、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要である。

昨年 10 月には、核兵器の人的影響に関する共同声明が 125 力国の連名で発表された。声明は、核兵器の残虐性、非人道性を告発して、核兵器のない世界へ前進することを旨とするを目的としたもので、核兵器がいかなる状況のもとでも決して再び使われないことが人類生存の利益であると述べ、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道はその全面廃絶であるとし、全ての国が核兵器使用の阻止、核軍縮などのために責任を負っていることを強調している。日本政府も声明に賛同したことは、唯一の被爆国であり、憲法の平和原則と非核三原則を掲げる国として当然の姿勢である。

よって、政府においては、2015 年の核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議に向け、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第 7 号

生活保護基準の引き下げ中止を国に求める意見書（否決）

国は昨年 8 月から、生活保護を受けている人の 96%に当たる世帯で基準引き下げを実施した。そもそも、低賃金、非正規労働者が増大し、貧困が広がる中で、生活保護を受けられる人の 2 割程度しか生活保護を受けられていない現状を放置し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活水準を下回る世帯が含まれた、国民の下位 10 分の 1 の支出水準と比較する検証方法にも誤りがあり、底なしの基準引き下げを容認するものである。

また、社会保障審議会生活保護基準部会では議論されてこなかった消費者物価指数の下落分の引き下げもあわせて行ったが、指数が突出して高かった 2008 年度のみと比較し引き下げを決めたこと、その下落分も生活保護世帯ではほぼ支出されていない(平均で生活扶助費の 0.82%の支出)電化製品の下落分であること、2008 年以降の物価下落は全世界平均で 2.4%であるのに、今回の引き下げでは 4.78%を見積もっているなど、削減根拠に疑問が残る。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの健康で文化的な最低限度の生活(憲法第 25 条)を脅かすだけでなく、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながり、国民の各階層に影響を与える。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきである。

よって、下記事項について求める。

記

- 1 生活保護基準の引き下げを撤回すること。
- 2 生活保護費の国庫負担は現行の 75%から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第 8 号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青

森市・2級地の1)に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした特別な需要に応じて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

議員提出議案第9号

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書(可決)

昨年12月12日、平成26年度税制改正大綱において、自民党、公明党は、軽減税率については消費税率10%時に導入すると盛り込んだ。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けている。

我が国においては、世論調査においても明らかとなっており、多くの国民が制度の導入を賛成しており、国民的理解を得ている。

消費税率10%への引き上げ時期については、本年末にも内閣総理大臣によってその判断が示される方向である。

よって、政府においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること。
- 2 軽減税率の導入開始時期は、消費税10%への引き上げ時とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

議員提出議案第10号

災害時多目的船の導入を求める意見書(可決)

本年3月には東日本大震災の発災から3年の節目を迎える。平成23年3月11日に発災し、甚大な被害をもたらした東日本大震災は、地震、津波、火災、原発事故という複合災害であるとともに、その被害は東北地方太平洋沿岸部を初め広範囲に及んだ。特に、沿岸地域では津波によって壊滅的ともいえる被害を受け、被災地域内ではほとんどの医療機関が機能不全に陥るとともに、交通網の寸断により内陸

部の医療機関による支援も十分なレベルに達するまで相当の時間を要した。

災害による傷病者、発災前から加療中の患者や要介護、要援護者等も含め、医療、介護を必要とする者が大規模災害の発災時に大量に発生することを十分に踏まえ、不測の事態に陥らないよう洋上からの医療支援を可能にしておくことは、国民の生命を守るという国の第一の責務を果たす上で重要な施策である。

また、米国、中国、ロシア、スペインなどで既に同様の備えが確立されており、今後、災害多発の可能性が否定できない我が国においては、災害時多目的船の整備の必要性が極めて高いことは論をまたない。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 海上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船や民間船舶の活用を含めた災害時多目的船の早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。
- 2 平成 26 年度の実証事業を具体的な課題の解決に資するものとするため、平成 25 年度実証事業を踏まえた検討課題を早急に取りまとめること。
- 3 平成 26 年度実証事業については、民間船舶を活用するとともに、陸上医療機関との連携、被災港湾の開削、必要人員の確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第 11 号

食の安全・安心の確立を求める意見書（可決）

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年 12 月 9 日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめた。

具体的には、農林水産省の食品表示 G メン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や、景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など、当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっている。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く求める。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立、施行を期すること。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのために必要な予算措置を講ずること。

3 食の一層の安全・安心を図るため、関係法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

議員提出議案第 12 号

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び 地域における取り組みへの支援を求める意見書（可決）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要があることから、政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充や、アクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日